

仲裁法制部会 レジюме

家族のための ADR センター 小泉 道子

1 家族のための ADR センターの活動について

- (1) 実際の手続きの流れ
- (2) 利便性
 - ・平日夜間や土日利用可
 - ・オンライン調停可
 - ・早期解決可
 - ・メール利用可

2 ADR の利用者像

- (1) 家裁利用者と重なる部分は少なく、多くは、協議離婚を望んでいる夫婦
- (2) 法的知識はないが、基準を示せばそれに沿った解決の用意がある人
- (3) なるべく紛争性を高めたくないが、正当な権利は主張したいという人
- (4) その他（収入・職業・申立人の男女比、家裁での解決を促す事例等）

3 ADR による養育費取決めの実際

- (1) 算定表の活用
- (2) 特別出費事項（特に教育費）の活用
- (3) 支払終期の説明
- (4) 当事者の不利益にならないための工夫

4 養育費の取決めにおける執行力付与のニーズ

- (1) 現状の取扱い（合意書のみではなく、公正証書の作成までがセット）
- (2) 当事者のニーズ（問い合わせ段階で当事者が気になっていること）